

京都式生活・就労一体型支援制度の構築について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省

京都府では京都ジョブパーク内に「ライフ＆ジョブカフェ京都」、「京都府パーソナル・サポートセンター」を開設し、「京都モデル」として京都市とも連携しながら、離職を余儀なくされた求職者や生活保護受給者に対して生活支援や就労支援を一体的に行うなどの「京都式生活・就労一体型支援事業」を構築し、生活に困窮する府民が一人でも多く自立し、すべての府民が安心して暮らせる社会を目指しています。

今後、更に雇用調整による雇い止めや大量離職の発生が懸念される状況の中で、失業しても教育、訓練を通じて再び就労できる社会の実現に向け、予算の重点配分等をしていただきますようお願いします。

内閣府の概算要求

パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた検討等 20百万円

大震災により社会的排除リスクが全国的に高まっていることから、様々な生活上の困難に直面している方に対し個別的・継続的・包括的に支援を行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化に向け、大震災の影響等も踏まえて、求められる機能等を抽出・整理するための検討や調査を行う。

厚生労働省の概算要求

生活保護に係る国庫負担 2兆8,033億円

生活保護を必要としている人に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

厚生労働省の23年度第3次補正予算案

緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の積み増し 202億円

地域において「絆」やつながりを再構築し、高齢者、障害者、生活に困窮している方等の生活を支えるための財政支援

- ・「社会的包摶」を進めるための地域の取組支援
- ・「生活再建サポーター」の配置等による被災生活保護受給者への個別支援 など



京都府からの要望

1 京都式生活・就労一体型支援事業の更なる展開

- (1) 生活と就労をつなぐ新たな連携拠点 「自立就労サポートセンター（仮称）」の設置・運営に対して支援すること。
また、京都府が今年度から具体的に取り組んでいる、生活保護受給者等の自立支援に効果的な「ジョブトライ事業」、就労体験などを行う「日常生活等自立支援事業」及び「子どもの居場所づくり事業」等の拡充に対する支援を行うこと。
- (2) 生活と就労をワンストップで行う「ライフ＆ジョブカフェ京都」の設置・運営に対して支援すること。
- (3) 長期にわたり離職状態にある方の就労による自立を支援するためには、民間企業やNPOの理解と協力による長期的かつ継続的なトライアル雇用の機会の確保が不可欠となるが、現在の厳しい社会経済情勢の下では、多くの企業等からの支援や協力を得ることが厳しい状況にあることから、企業等のインセンティブを高め、より多くの機会を確保するため、協力企業等に対する補助や奨励金の制度を創設すること。
- (4) 「パーソナル・サポート・サービス事業」については、離職者等への実効ある生活・就労支援策となっていることから、訓練メニューの充実などによる恒久的な対策として制度化すること。

2 生活保護制度の見直しと自立支援の充実

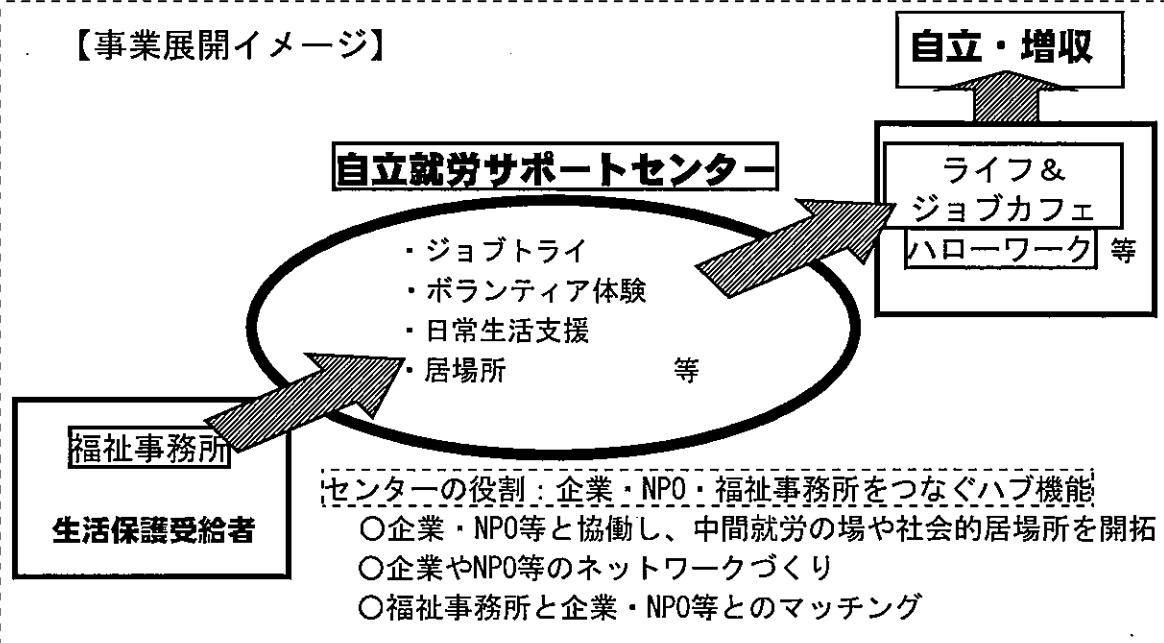
- (1) 勤労意欲の向上につながる生活保護制度の充実
 - ① 生活保護受給者のうち就労可能な者について、就労へのインセンティブがより強く働くよう、期間を設定した集中的かつ強力な就労支援・就労指導ができる仕組みを構築すること。
 - ② 生活保護費の適正支給を確保し、府民の信頼を得られる制度とするため、保護廃止後の調査権限の付与や実施機関の調査権限を強化するとともに、返還金・徴収金については国税徴収法の例によるなど、確実に返還を求め得る制度に改正すること。
 - ③ ナショナルミニマムである生活保護制度は、本来国の責任で実施すべきものであり、その経費は全額国庫負担とすること。

(2) いわゆるボーダーライン層に対する自立支援の充実

就労意欲がある方が失業により生活保護に直結しないよう、いわゆるボーダーライン層に対する生活再建や就労自立を促進するため、生活福祉資金の貸付や求職者支援制度に加え、生活就労支援員による支援と併せた新たな給付金制度の創設など、自立支援の仕組みの充実・強化を図ること。

京都府の現状・課題等

- ◆ 京都ジョブパーク内に「ライフ＆ジョブカフェ京都」、「京都府パーソナル・サポートセンター」を昨年 11 月に開設し、「京都モデル」としての支援を展開
- ◆ 生活保護受給者に対する「京都式生活・就労一体型支援事業」を進めることとし、平成 23 年 6 月の京都府補正予算に計上、事業展開。
- ◆ 「自立就労サポートセンター（仮称）」（案）の開設
 - 概要：生活保護等と就労支援をつなぐ新たな仕組みを構築
 - 支援対象：勤労意欲のある生活保護受給者等
 - 主な役割：①中間就労の場や社会的な居場所等の開拓
 - ②上記活動に取組む企業や NPO 等のネットワークづくり
 - ③福祉事務所と企業・NPO 等とのマッチング
 - 支援期間：1 年以内（各福祉事務所と連携し、対象者に応じて設定）

【事業展開イメージ】**【京都府の担当部局】**

健康福祉部	福祉・援護課	075-414-4621
商工労働観光部	総合就業支援室	075-682-8912
	緊急経済・雇用対策課	075-414-4871